

新郷村告示第52-1号

収納事務委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定に基づき、同条第2項の規定により、歳入の収納事務を次のとおり委託したので告示する。

令和2年11月2日

新郷村長 櫻井 雅洋

1 委託事務の範囲

ふるさと納税寄附金に係る収納すべき公金について、下記委託業者を通じて収納し、その収納金を指定金融機関等に払い込み、その収納情報を新郷村に提供する事務

2 委託の相手方

東京都中央区京橋2-2-1

株式会社 さとふる 代表取締役社長 藤井 宏明

3 委託期間

令和2年3月23日から委託契約終了年度まで

新郷村告示第52-2号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、指定代理納付者をつぎのとおり指定したので、新郷村財務規則（昭和42年規則第6号）第39条第2項の規定により告示する。

令和2年11月2日

新郷村長 櫻井 雅洋

- 1 指定代理納付者の住所及び名称
東京都中央区京橋2-2-1
株式会社 さとふる 代表取締役社長 藤井 宏明
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
ふるさと納税寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年3月23日から指定を解除するまで